

Title	樹中毅君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.3 (2004. 3) ,p.97- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040328-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

特徴

(一)

樹中毅君学位請求論文審査報告

樹中毅君提出の博士学位請求論文「中国国民党の政治と蔣介石の台頭」の構成は、以下の通りである。

第1章 序論―中国国民党の政治と蔣介石

第一部 蔣介石の台頭を巡る政治的不安定の構造

第2章 孫文没後の党内権力継承と「左派」蔣介石の台頭

第3章 国民革命期から訓政時期における蔣介石の独裁政治と政治的不安定の構造

第4章 南京国民政府統治とイデオロギーの形骸化

第二部 国民党支配の制度化と安内攘外の政策過程

第5章 「強い権威主義的支配と弱いレーニン主義党」―軍事委員会委員長南昌行營と南京国民政府の地方への権力浸透―

第6章 安内攘外戦略と中国国民党の政策決定過程

第7章 結論 蔣介石による権威主義的軍事支配の構造と

今日、中国と台湾における政治状況の変化に伴い、蔣介石と彼が作り出した政治体制の研究が完全に政治から自由でないにしても、その評価は過去に比べて事実を重視してより客観的、全面的になりつつある。しかし、樹中毅君の研究はこのような時流に乗ったものではなく、むしろこのような研究の発展を先取りしたものであった。これは、一九八〇年代初頭より発展してきたわが国における中華民国史研究の成果である。それは、これまでの中国国民党あるいは中国共産党中心の中国近代政治史研究の偏りを是正しようとする試みであった。蔣介石指導下の国民党の研究はまさに中華民国史の中心的課題である。後述するように、同君は本論文において多くの問題の分析を通して通説に挑戦を試みている。

第1章の序論は、本論文全体の分析枠組を提示する。

本論文が分析対象とするのは、一九二五年の孫文の死から一九三七年の盧溝橋事件勃発までの時期である。それは、国民革命期の後半から訓政時期にいたる期間でもある。樹中君はこの間に発生した一連の国家の分裂、クーデター、

對抗エリート排除、内戦、外敵の挑戦などを「政治変動」と捉え、そこに現れた不安定な政治構造とそのなかから台頭してきた蔣介石指導下の国民党の政治を説明しようとする。

「変動」は、三つのレベルで分析される。「党内派閥政治、国内軍権政治、国家間権力政治」がそれである。「党内派閥政治」とは、国民党内の政治路線、地位を巡る権力闘争、革命における経歴などを基礎にして形成された派閥対立を意味する。「国内軍権政治」とは、地方に基盤を持つ軍事勢力の蔣介石指導下の中央に対する挑戦である。「国家軍権政治」とは、日本を初めとする列強の中国侵略に対する抵抗とその国内政治との関連を意味する。

これらの分析を通じて、樹中君は「国民党統治下の『中華民国』は、決して独裁国家とは言えず、むしろその実態は、蔣介石個人のカリスマ的リーダーシップと軍事力に基礎をおき、全体主義政治とも民主主義政治とも異なる権威主義的支配の特徴を備えていた」ことを明らかにしようとする。同君は、その研究を通して歴史研究と政治学の成果を結合しようとする努力をしている。

(二)

本論部の第一の課題は、弱体な国民党の支配を通して台頭してきた蔣介石の支配の構造的特徴を説明することである。樹中君は、弱体な国民党の支配を「不安定」な政治構造と呼ぶ。一九二五年三月国民党の偉大な指導者である孫文の死によってもたらされた権威の空白を埋めることのできる単一の指導者は国民党内に存在しなかった。したがって、失われた大きな政治的権威は党内の複数の指導者によって分有されなくてはならなかった。つまり、国民党内における集団指導体制の形成である。しかし、この集団指導体制は安定せず、党内の権力対立を生み出した。

第2章は、一九二五年三月の孫文の死から二七年七月の分裂に至る国共合作時期の権力の「不安定」、そこから台頭してきた蔣介石の権力を主として党内派閥政治のレベルから分析したものである。

一連の国共合作の政治過程は「不安定」なものであった。樹中君は、分析の対象として廖仲愷の暗殺、中山艦事件、国民党二期二中全会と三中全会、四・一二クーデター、武漢・南京両国民政府の対立などを取り上げる。著者は、原資料に基づきこれらの過程を詳細にたどっているが、共産党を含む国民党内派閥の権力対立のために権力の集中と安

定がもたらされなかった過程が明らかにされる。

樹中君が以上の分析を通して明らかにした見解のなかで注目すべき一つの点は、国民党内の派閥対立が左右の政治路線・イデオロギーに基づくという従来の観点を斥けていることである。左派の汪精衛、中間派の蒋介石、右派の胡漢民も、党と革命運動における指導権が確保されるかぎり連ソ容共政策、大衆運動に対する指導において一致し得たのである。その限りにおいて、蒋介石を汪精衛から区別する基準は存在しなかった。それ故に同君は、国共合作において連ソ容共、大衆運動支持に傾いた蒋介石を所謂「左派」として捉えているのである。

そうであるとすれば、この時期の党内派閥対立をどのよう説明することができるのであろうか。樹中君は、この点について次のように述べている。「国民党内の左右派は、必ずしもイデオロギー・政策的対立の中から生まれたものではなかった……。むしろ一九二五年から一九二七年にかけて見られた国民党の指導エリート、孫文により近かつたという自分の革命歴を競い、頑なに三民主義イデオロギー解釈の正統性を主張することで、自分の孫文の正統的後継者としての地位を主張する」ことに重点がおかれていた。党内派閥対立が政策・イデオロギーよりも、孫文の後継問

題、イデオロギーそのものではなくその解釈の正統性を巡る対立が国民党の弱体で、「不安定」な権力構造の主要な要因であったという、これまでの研究に挑戦する同君独自の主張は尊重されるべきである。それはまた、本論文全体を貫く重要な主張の一部をなすものである。

第3章は、一九二七年の国共合作分裂から一九三一年の訓政時期約法制定までの時期を扱う。この時期の国民党の政治は、一面では国共合作時期の構造を引きずりつつ、他面では一九二八年六月の北伐の完成による一応の全国統一という新しい課題に直面した。樹中君は、北伐の完成を、国民党がこれまで軍閥が支配していた中華民国の正統性をそのまま引き継ぎ、そこに孫文の訓政理論に基づき党・国家の支配を打ち立てようとする試みの出発点と見なしている。しかし、その政治過程は「不安定」なものであった。

樹中君はこの過程における国民党内の主要な対立として、一九二七年の寧漢（南京・武漢）対立、中央特別委員会の成立と瓦解、一九二八年の改組派の結成、一九二八年の反蔣派を排除した党三全大会、一九三〇年の北平拡大会議、一九三一年の広州非常会議などを取り上げている。さらに、反共化した国民党に対する中共の挑戦もこの対立の過程のなかに含まれていた。

蒋介石はこの時期孫文の訓政時期の理論に基づき国家に対する党の独裁的支配、そして党内における自らの独裁的地位の確立を追求した。樹中君は、「訓政イデオロギーとは、要するに人民に将来の自由と民主を約束しながら、民主政治（憲政）への安定的な移行を保証するため、過渡期における独裁統治の必要性を肯定する思想」であると考ええる。同君の解釈の注目すべき点は、「これまでの研究は、訓政時期約法の制定における蒋介石の独裁強化の側面に注目するあまり、約法制定に込められている一定の『民主化』の意味を軽視してきた」ことを指摘したことである。この観点は、今日的観点からして興味深い。

それにもかかわらず、国民党の支配は安定しなかったのはなぜか。樹中君は、一九二八年の張学良による「易幟」に代表されるように、北伐完成後において地方の軍事指導者がひとまず中央に忠誠を誓ったものの、実質的にはその勢力を温存していた政治構造の中に支配の不安定の原因があったと主張している。地方勢力が結集して蒋介石に挑戦した最大の動きは、一九三〇年の北平拡大会議の召集であった。同君は、この対立を「国家の統治者として南京中央の『支配の制度化』を目指す蒋介石と、地方各省の実質的支配者であった大小の軍閥（……）」との間の『国家資源の

分配』を巡る闘争」であったと考える。地方勢力が国民党支配の不安定をもたらしたとする見解は従来から認められているところである。本論文の評価すべき点は、このような対立を政策・イデオロギーに収斂させることなく、党・国家の指導権、資源の再分配を巡る闘争として捉えていることである。それは、第2章で示された国共合作時期における党内派閥対立の延長線上にあった。したがって、反蒋介石勢力が掲げた「民主化」の要求も、このような枠組のなかで理解される。同時に、蒋介石の反共も、国民革命における指導権への挑戦と見なされた。このことは、中共が挑戦を止めた時、反共政策それ自体が転換する可能性を示唆していた。

(三)

蒋介石はともかく一九三〇年代初頭に党内外の対立を乗り切って党・国家のなかで台頭してきた。樹中君が次に取り組んだ問題は、いかなる手段によって獲得した権力を強化・制度化・安定化していったかということである。

蒋介石は一九三二年―三八年の時期に権力を強化していくわけであるが、第4章において樹中君は、蔣の権力強化の手段の特徴が党の正式の組織によるのではなく、彼に個

人的忠誠を誓う非公式組織によるものであったという注目すべき結論を導き出している。

訓政時期において、国民党と国民政府を結ぶ中央政治会議が公式の組織上「最高政策決定機構」であった。しかし、党内派閥の対立のためにこのような公式の組織が本来の機能を發揮し得なかつたことは前述の通りである。そこで樹中君は蒋介石が指導した非公式組織として、一九三二年三月に設立された三民主義力行社（藍衣社）と三年五月に組織された軍事委員会南昌行営を取り上げる。ここに、蒋介石政権に関する本研究の重要な特徴がある。

力行社は、蒋介石がかつて校長をしていた黄埔軍官学校卒業生が主体となり、唯一にして最高の領袖・蒋介石に忠誠を誓う集団であった。それはまた、厳格な組織と規律を重視し、領袖独裁を掲げるファシズムの「技術」にも共鳴していた。共産党討伐のために江西省南昌に設立された軍事委員長行営は、蒋介石が直系部隊を投入し、党・政の権力を他省に浸透させていくことを可能にした。樹中君は、「南昌行営では、軍事政策の決定はもとより、政治、経済、外交、教育など国家政策全般を実質的に決定していた」と位置づけ、その過程を分析している。

しかし、公式の組織を飛び越えた蒋介石の権力行使によ

って、国民党のイデオロギーとしての三民主義がその機能を失っていった。樹中君は、この現象を「イデオロギーの形骸化」と呼ぶ。これは、本論文における著者の重要な指摘の一つである。三民主義は儒教的価値と結びつけられ、かつて持っていた革命性を希薄化させた。一九三四年に蒋介石によって提唱された「新生活運動」はその延長線上にあったのである。

本章の評価として、次の二点を指摘しておきたい。一つは、樹中君が力行社の指導者の一人であった存命中の滕傑氏に精力的にインタビューを行い、この組織に関する多くの事実を解明していることである。いまひとつの問題は、著者自身も意識していることではあるが、蒋介石を支えたもう一つの秘密組織であるC・C系が分析されていないことである。蒋介石の非公式組織に基づく支配を実証するためには力行社の分析だけで十分であるということかもしれないが、国民党の政治における力行社とC・C系との対抗が重要な意味を持っていたことを考慮すれば、この組織に対する分析も必要である。今後の課題として指摘しておきたい。

第5章は、前章で提示された蒋介石の軍事委員会南昌行営の権力がいかにして全国に浸透し、制度化されていった

かという問題を実証的に扱っている。南昌行營の直接的目的是、共産党討伐にあった。特に、一九三三年九月に始まる、トーチカ作戦に基づく第5回共産党討伐は成功をおさめた。行營において党・軍・政府の権力を掌握した蒋介石は、軍事的にはいうまでもなく、地方政府の行政改革、徴税、幣制などを通して地方へ権力を浸透させていったのである。それは逆の面から見れば、国民党が一九二四年の改組によって中央集権を前提とした民主集中制、厳しい紀律、強い党の指導を目指してレーニン主義的政党として再出発しようとしたのに反し、党の体質の弱体化であった、というのが樹中君の主張である。

第6章は、樹中君が本論文の初めに提示した三つの分析レベルのうち、主として第三の「国家間権力政治」の問題を扱っている。より具体的には、それは蒋介石の「安内攘外」政策の問題である。安内攘外とは、まず国内を安定させ、しかる後に外敵を撃つという意味である。これまで、一九三〇年代に展開された蒋介石の安内攘外政策は、まず国内の共産党を討伐し、しかる後に日本の侵略と対決する政策と考えられていた。それは、蒋介石の対日不抵抗政策を示すものであった。樹中君は、このような「通説」に挑戦する。

蒋介石による安内攘外政策の表明は一九三一年七月に始まるが、九月の満州事変勃発後もこの政策に変化がなかった。樹中君は蒋介石のこのような態度が単にその反共主義に起因するものではなく、むしろより広く国内の政治権力構造から説明しようとしている。この点に関し同君は、『安内』の対象は中共に限定された訳ではなく、党内反蔣派「広州非常会議」や地方軍閥も国家の統一を妨げる対象として中共と同列に扱われていた」と述べている。それは、安内攘外が単に反共のためでなかったことを意味する。ここに同君の立論の特徴がある。

樹中君は、一九三〇年末に始まる蒋介石の共産党討伐を無視するわけではないが、三一年九月に満州事変勃発時の国民党内の権力対立は日本の侵略に抵抗できるような状態にはなかったと判断する。「南京国民政府の支配が直接東北と華北に及んでいなかったため、国民党の対日政策決定は、つねに南京中央と地方軍閥の間の政治的利益・権益対立に規定されるものであった」。さらに、蒋介石が抗日戦争を米英を巻き込んだ第二次世界大戦へ転化させようとする長期戦略を考えていたことも、彼の当面の抗日「不抵抗」を生み出したいまひとつの要因であった。要するに、安内攘外の「究極の政策目標は、『反共』ではなく、むしろ

る国家の分裂の克服にあった」のである。この見解は、第一次国共合作時期の蒋介石の政治的立場に対する樹中君の見解の延長線上にあった。

そうであるとするれば、蒋介石が国家的統一を優先するかぎり、中共との妥協も可能であった。樹中君は、かかる観点から一九三五―三六年の時期における国共両党間の秘密交渉の過程を解明している。このことは、一九三六年の西安事件が共産党討伐に固執する蒋介石に対して、抗日を求めて中共と通じた張学良と楊虎城のクーデターであったとする従来の解釈に対する挑戦である。したがって、ここでは蒋介石の中共に対する軍事的圧力は国共合作のための交渉を有利にすると考えられたにすぎなかったのである。樹中君のこの見解は通説に対する新たな挑戦として評価されて良い。

(四)

第7章は結論部分にあたる。樹中君は、本論で展開してきた議論を改めてより体系的に展開している。しかし、ここではそれらを繰り返すことはしない。本論文の評価すべき主要な点を確認することにする。

第一は、一九二五年から三七年に至るほぼ南京国民政府

時期に相当する時期の蒋介石の権力への台頭、国民党の支配の構造を党内派閥対立、中央と地方の対立、国家間の対立の三つの側面から分析し、成功していることである。

第二は、蒋介石の政治における国家統一の目標に高い優先順位を見出し、そこを起点にこの時期の政治を分析していることである。それ故に、「左派」蒋介石、安内攘外政策に対する独自の解釈が生まれてきたのである。

第三は、蒋介石が権力への台頭過程で公式の国民党の組織を使うよりは、非公式組織と非公式エリートにより強く依存していたことを実証したことである。これは、蒋介石個人の問題であるとともに、国民党の支配の在り方をも象徴していた。三民主義力行社と軍事委員会南昌行營の分析のなかにこのような蒋介石の政権の特徴が示されている。

第四は、国民党のモデルとしてレーニン主義的政党ならびにファシスト政党を想定するが、蒋介石の国民党は「広範な民衆を運動に動員・組織化し、強力な宣伝キャンペーンの継続と組織的動員によるカリスマ的リーダーへの個人崇拜をつくり出すための厳密な下層組織を決定的に欠いていた」点にそれらとは異なる特徴があった。先に述べたように樹中君は、それか「軍事力に基礎を置く権威主義的支配体制」であったとの結論に達している。

以上に論じてきたように、樹中君は本論において多くの通説に果敢に挑戦している。われわれは、同君のこのような研究成果を積極的に評価する。しかし、それは通説に対する挑戦であるが故に、学界において論争を引き起こすこととは間違いない。その時に備えて、同君がさらに研究を深めていくことを望む。

ここで取り上げた南京国民政府時期は国民国家としての中国の基礎をつくり出し、その後の中華民国、さらには中華人民共和国の発展をも規定した時期でもある。その意味で、樹中君の研究がさらに二〇世紀全体の中国政治研究に発展していくことを囑望する次第である。

以上の報告を通して、審査委員一同は樹中毅君提出の研究成果が博士学位（法学、慶應義塾大学）に値すると判断する。

二〇〇三年一月四日

主査 慶應義塾大学法学部教授 国分 良成
法学研究科委員法学博士

副査 慶應義塾大学法学部教授 小此木政夫
法学研究科委員法学博士

副査 慶應義塾大学名誉教授 山田 辰雄
法学博士